

区内指定短期入所事業所 管理者 様

短期入所サービス費の算定に係る留意点について（事務連絡）

平素より、区の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

短期入所サービス費の算定については、厚生労働省の報酬告示にて示されているところですが、日中活動系サービスと併せて利用した場合等の短期入所サービス費の算定について、下記のとおり連絡いたします。

各事業所においては、報酬告示及び本事務連絡をご確認の上、適切な請求に努めてください。

記

1 入所日数の数え方について

1日単位で算定し、入所した日及び退所した日の両方を含むものとします。ただし、短期入所の利用者がそのまま同一敷地内の指定短期入所施設や指定障害者支援施設に入所した場合においては、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定できません。

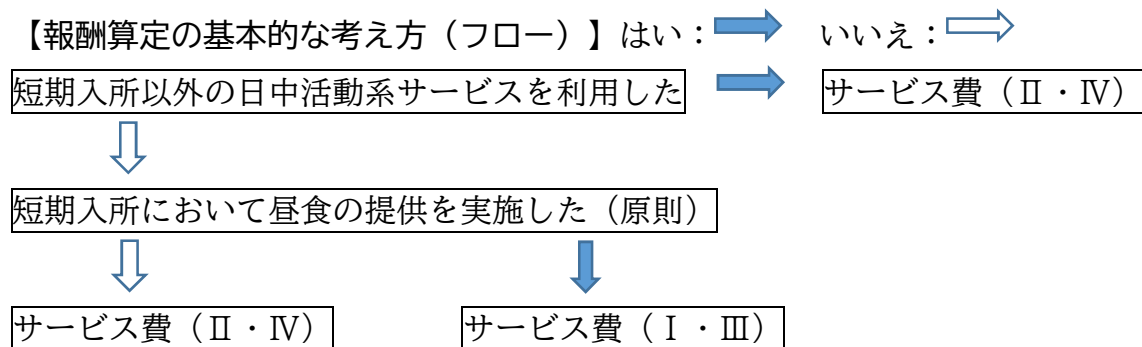
<例>短期入所Aを退所し、短期入所Bに入所した場合

日にち	退所施設	入所施設	請求可能な事業所
7/19	—	短期入所A	短期入所A
7/20	短期入所A	短期入所B	短期入所B
7/21	短期入所B	—	短期入所B

2 報酬算定の基本的な考え方

対象	1日短期入所を利用	日中活動系サービス等を併せて利用
障害者	福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）	福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）
障害児	福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）	福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）

※「1日短期入所を利用」「日中活動系サービス等を併せて利用」した場合の判断基準は、当該事業所において、昼食の提供の有無により判断します。（利用者の状況により、昼食の提供を行わなかった場合、通常昼食を提供する時間帯にその利用者を当該事業所で支援したことが明らかであれば、昼食の提供をしたとみなして判断します。）



《例1》 障害者が7月19日の午後4時に入所し、7月20日の午前9時に帰宅した。
 （請求） 7月19日・7月20日：サービス費（Ⅱ）

《例2》 障害児が7月19日の午前9時に入所し、7月20日の午前8時に特別支援学校に通学した。
 （請求） 7月19日：サービス費（Ⅲ）
 7月20日：サービス費（Ⅳ）

《例3》 障害者が7月19日の午前10時に入所し、7月20日の午前9時に就労継続支援事業所へ通所した。同日午後4時に事業所へ戻り、7月21日の午後1時（昼食後）に帰宅した。
 （請求） 7月19日・7月21日：サービス費（Ⅰ）
 7月20日：サービス費（Ⅱ）

3 参考

報酬告示Q&A

【通知元】 港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者事業所支援係
 電話：03-3578-2667(直通) / FAX：03-3578-2678
 メール：minato43@city.minato.tokyo.jp